

取扱注意

墜落防止用の個人用保護具に関する規制の動向について（情報提供）

1 経緯

労働安全衛生法令では、墜落による労働者の危険防止措置（以下、墜落防止措置という。）として、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には作業床を設けるとともに、その作業床の端や開口部等には囲いや手すり等を設けて墜落自体を防止することを原則とし、このような措置が困難な場合には、労働者に墜落防止用の個人用保護具の使用等による代替の墜落防止措置が認められている。

厚生労働省は平成29年6月、安全带に関する国際的な動向や災害事例等を踏まえ、墜落防止用の個人用保護具の使用基準等の見直しに関する一定の方針を発表しており、JIS改正原案作成委員会（平成29年12月発足）による構造規格の改正や、関係法令の改正に向けた検討が進められているため、この方針に基づいた対応状況について情報提供を行う。

2 厚生労働省の方針

現 行	変更後
・墜落防止用の個人用保護具として、安全带（U字吊り）が認められている。	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 国際基準に適合するフルハーネス型墜落抑止用器具（以下、フルハーネスという。）の使用を原則とする。</li><li>▶ 安全带（U字吊り）は「安定した姿勢で作業を行うための器具」と位置づけ、身体保護具としては認めない。</li><li>▶ フルハーネスは作業時に義務付けられ、作業と昇降柱等の移動は基本的に異なる概念であるため、移動時は使用義務の対象外とする。</li><li>▶ 高所作業車における作業時の取扱いは、フルハーネスのほか、命綱（墜落する危険のある箇所に到達することを制止する器具）の使用を認める。</li></ul>

3 電力業界および当社の対応状況

- 電力業界はフルハーネス規制導入に向け、配電工事の作業面・安全面で問題がないJIS規格となるよう、電力各社から意見を集約し、JIS改正原案作成委員会へ提言。（別紙参照）
- 電力業界は作業面・安全面を考慮したフルハーネスの要件の意見出しを行い、これらの要件を踏まえた仕様統一をメーカーと協調して検討しているところ。（平成29～30年度目途）
- 中部電力（本店）はフルハーネス試作品の作業性検証を行い、仕様統一に向けた意見出しや運用上の課題の洗い出しを実施しているところ。（平成29～30年度目途）

4 厚生労働省が考える今後のスケジュール\*

- ～平成31年2月 JIS規格改正作業
- 平成31年2月 新規格品適用開始（旧規格品も使用可能）
- 平成31年8月 旧規格品製造禁止
- 平成33年度 全ての身体保護具をフルハーネスに切り替え（旧規格品の使用禁止）

\*第2回JIS改正原案作成委員会（平成30年2月）の情報であり、変更となる可能性あり

# 別紙

青字はJIS規格反映を要望する事項  
黒字は共通仕様化を検討する事項



ハーネス形状背面X型

**D環・胸バックル素材**  
充電部作業を配慮して非金属材料を指向するか  
検討

**D環位置 (背面or胸面)**  
作業性を検証

**ハーネス素材**  
現行胸ベルトと同様のナイロン原紙素材を指向する  
ハーネスベルト幅  
現行JIS規格幅で問題無いか検討

**ハーネス構造**  
U字つり安全帯と連結できる構造と記載されるよう  
委員会へ要望

**腿ベルト**  
水平か角度有りが検討  
厚労省見解は角度50度以下とする方向

**ハーネスの形状**  
腰工具の取付スペースを配慮した形状を検証  
(Y型の方が腰工具取り付け幅を広く確保できる)



ハーネス形状背面X型

**ランカード長さ**  
JIS規格1700mm以下  
作業上必要なランカード長さ  
以下に規定されないように要望

